

# JBICによる働きかけ

- JBICがレンダーとして関与する事業において新型コロナウイルス感染拡大による影響が生じた場合、JBICは、契約当事者である本邦事業関係者による対応を見極めつつ、本邦事業関係者への影響を最小限に抑えるため、事業の所管官庁や関連国営企業等に対して、以下のような働きかけを実施。
- その際、JBICは、本邦事業関係者や日本政府と密に連携することはもちろん、当該事業に資金を提供する他のレンダーも牽引することで効果の最大化を図る。

## ファイナンス組成中・ 着工前

- 売電契約等に規定されたファイナンスの組成完了期限や着工期限の延長を容認するよう求める働きかけ

## 完工・商業運転開始前

- 不可抗力を理由とする事業（建設）の一時中断を容認するよう求める働きかけ
- 売電契約等に規定された完工期限の延長を容認するよう求める働きかけ

## 完工・商業運転開始後

- 不可抗力を理由とする事業（操業）の一時中断を容認するよう求める働きかけ
- 売電契約に基づく売電代金等が安定的に支払われるよう求める働きかけ

## 新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ（以下「緊急W」）の概要

2020年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、同年1月30日に創設・開始した「成長投資ファシリティ」（以下「成長投資F」）を拡充し、既存の質高W・海展Wに続く新たなウィンドウ（緊急W）を創設。

- (1) 名称：**新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ**／Emergency Window for Overcoming the COVID-19 Crisis ("COVID-19 Emergency Window")
- (2) 趣旨・目的：外国為替資金特別会計（以下「外為特会」）を活用したJBICの融資により、新型コロナウイルス(以下「コロナ」)の影響下での日本企業の海外事業を支援
- (3) 対象案件：次頁参照
- (4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨（質高W・海展Wと同様）
- (5) 金利条件：**緊急Wは、質高W・海展Wと異なる条件を適用**
- (6) 融資割合：通常案件に準ずる（質高W・海展Wと同様）
- (7) 契約調印期限：2021年6月30日（質高W・海展Wと同様）

## 緊急Wの対象案件

		質高W	海展W	緊急W
金融種類		輸出/投資/事業開発等/出資 (うち外為対象は 投資/事業開発等)	輸入/投資 (いずれも外為対象)	輸入/投資 (いずれも外為対象)
地球環境の 保全目的に 資する案件	GREEN案件	緊急W以外の案件		コロナ影響案件
	その他国際競争力案件	緊急W以外の案件		
M&A案件		緊急W以外の案件 (地球環境保全)	緊急W以外の案件 (地球環境保全以外)	
資源案件			緊急W以外の案件	
その他国際競争力案件			緊急W以外の案件	

- ・ コロナ影響案件（①コロナ影響と資金調達に因果関係があるもの、②コロナ感染防止に資するもの、③コロナを含む感染症への対応強化に資するもの、のいずれかに該当する案件）のみ対象（2020年4月7日以前に機関決定されたM&A案件、権益取得案件を除く）。
- ・ 原則として本邦企業の信用による案件のみ対象。
- ・ 海外地場銀からの借換え融資可。

(参考：成長投資ファシリティの概要)

# 成長投資ファシリティの概要

---

2020年1月  
国際協力銀行

# 1. 成長投資ファシリティ概要

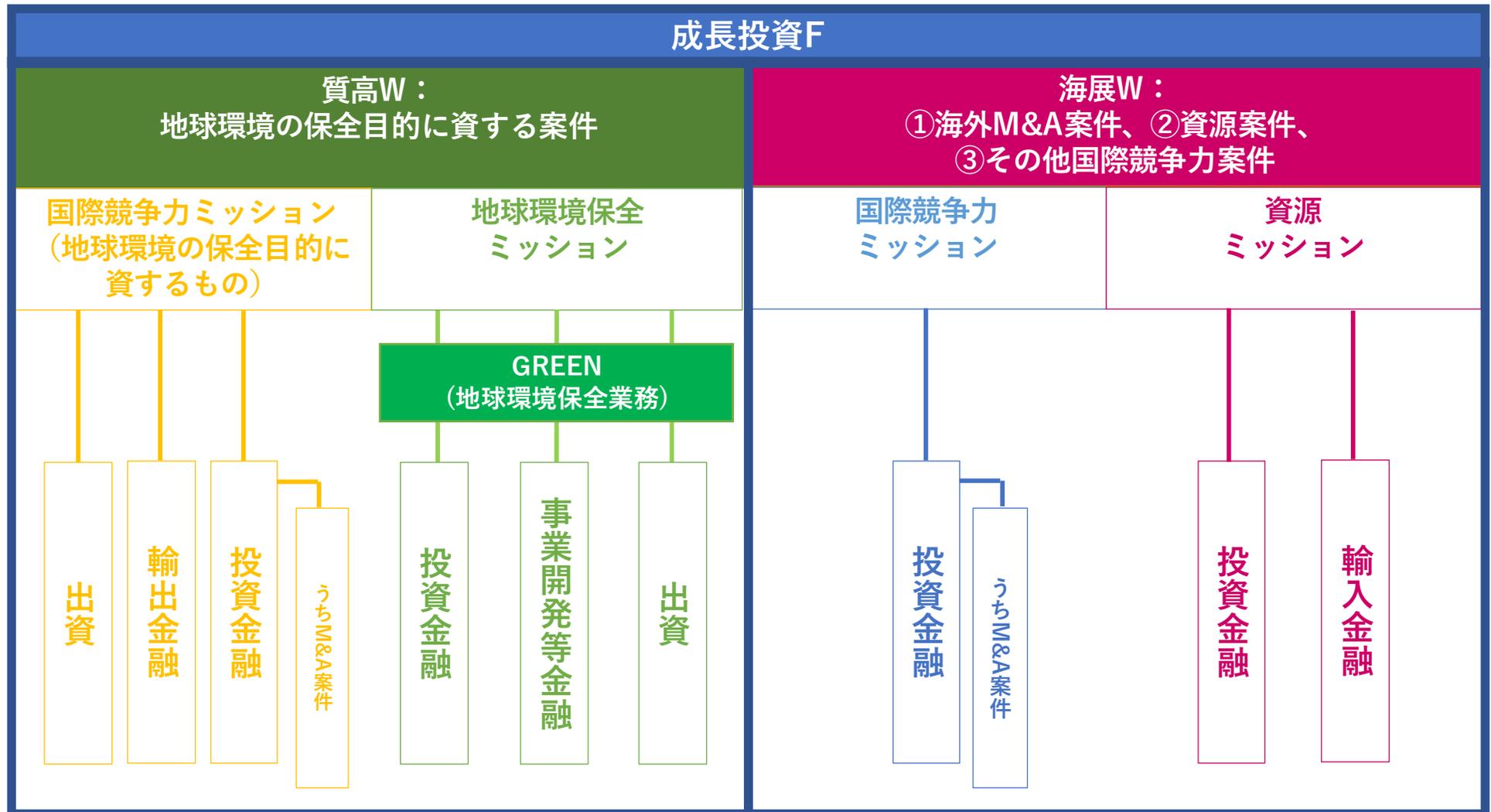
2019年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、現行の質高インフラ環境成長ファシリティ（「QI-ESG」）を改編し、新たなファシリティを一般業務勘定で創設・開始。

- (1) 名称：成長投資ファシリティ／Growth Investment Facility（「成長投資F」）
- (2) 趣旨・目的：海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援のため、以下で構成する成長投資Fを創設。

- |                          |   |           |
|--------------------------|---|-----------|
| ・ 質高インフラ環境成長ウインドウ（「質高W」） | ➡ | QI-ESGを承継 |
| ・ 海外展開支援ウインドウ（「海展W」）     | ➡ | 新設        |

- (3) 対象案件：p.4-5参照
- (4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨
- (5) 金利条件：成長投資Fの下での条件を適用（ベース金利、政策スプレッド等）
- (6) 融資割合：通常案件と同様
- (7) 契約調印期限：2021年6月30日
- (8) 財源：融資金額の2分の1を上限として、外国為替資金特別会計（外為特会）からの借入（米ドル）が可能（※）
- （※）ユーロ・円建案件は外為特会からの借入対象外（ベース金利は通常案件と同様）。

## 2. 成長投資ファシリティの全体像



# 3-1. 対象案件（質高W）

輸出・投資・事業開発等金融及び出資による以下の案件が対象（※）。

**（1）地球環境の保全目的に資する案件**（地球環境保全ミッション・国際競争力ミッション）

➡ 例：再エネ案件（風力発電、太陽光発電等）、省エネ案件（ガスコンバインドサイクル発電等）、その他案件（廃棄物処理等）等

**（2）地球環境の保全目的に資する技術の獲得を主たる目的とする海外M&A案件**  
（国際競争力ミッション）

➡ 例：再エネ・省エネ等の技術を有する外国法人に対する、当該技術獲得を主たる目的とした海外M&A案件

（※）輸出・出資案件は外為特会からの借入対象外（通常案件と同様の金利条件で実施）。

## 【主な対象分野】



英国での洋上風力発電事業（18年11月契約調印）



スウェーデンでの廃棄物処理事業（19年3月契約調印）

エネルギー供給 (発電・熱供給)	再生可能エネルギー	・太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、水力発電等 ・必要不可欠な設備・機器等
	その他省エネルギー	・高性能石炭火力発電、ガス火力発電、コージェネ、廃棄物利用発電、燃料電池等 ・必要不可欠な設備・機器等
エネルギー需要	各産業分野における省エネルギー設備・機器	・高効率化設備・技術等 ・排熱・排ガスの利用等
グリーン イノベーション	スマートエナジー	・スマートグリッド等 ・蓄電池等
	グリーンモビリティ	・モーダルシフト（都市間交通を含む） ・次世代モビリティ（電気自動車、電動船等）
	スマートシティ	・地域等のエネルギー管理システム、省エネ家電等
その他地球環境保全		・メタン、フロン等回収 ・二酸化炭素吸収 ・大気汚染防止（脱硫・脱硝機器等） ・水供給・水質汚染防止 ・廃棄物処理（リサイクルを含む）

## 3-2. 対象案件（海展W）

輸入・投資金融による以下の案件が対象。

### （1）海外M&A案件

➡ 日本企業による、以下のいずれかに該当する外国法人に対するM&A案件（※）

（※）当行が取り上げ対象とするM&A案件は、①経営支配案件、②非経営支配案件のうち、出資先との事業上の提携を伴うもののいずれかに該当するもの。

- ・社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- ・一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- ・一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

### （2）資源案件

➡ 資源案件全般

例：資源の権益取得案件、資源引取案件等



ペルー・銅鉱山開発事業  
（19年3月契約調印）



フィリピン・部品製造・販売事業  
（18年9月契約調印）

### （3）その他国際競争力案件

➡ 投資金融の国際競争力ミッション案件全般（海外M&A案件以外）

例：機器・設備等の製造・販売案件、自動車販売金融案件、  
インフラ案件（質高Wの対象にならないもの）等